町村週報

（町村の購読料は会費の中に含まれております）

3307号

毎週月曜日発行

発行所　全国町村会　〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486　FAX03-3580-5955

発行人　横田真二：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む）　振替口座00110-8-47697　https://www.zck.or.jp/

開放感あふれる360度の視界（宮崎県高千穂町）

もくじ

政　策　生活困窮者自立支援法の改正について
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室……(2)

情　報　フォーラム
バス運賃の〝交通系ICカード決済〟で
町内の移動を便利で身近に＝大阪府河南町……(6)

随　想　町村かわら版……(11)
伝えつなげていくまちづくり……静岡県川根本町長　薗田　靖邦……(12)

写真キャプション

神話と自然が息づく町、高千穂町。2017年より運行を開始した「グランドスーパーカート」は、天井のないオープントップの車両で、雄大な景色を間近に楽しめる。高千穂駅から高千穂鉄橋を往復する全長5.1kmのコースを、約30分かけてゆったりと走行。頬にあたる風を感じながら、全方向に広がる視界を堪能できる。

コラム

凍える寒さに響く夜神楽

フリーアナウンサー　青山（あおやま）　佳世（かよ）

神話のふるさととして知られる宮崎県高千穂町、紅葉の季節の高千穂峡は鮮やかな赤黄色。そしてよく手入れされた杉の緑が実に見事なコントラストを描き錦絵のようです。天照大御神を御神体とする天岩戸神社東本宮、天岩戸を御神体とする西本宮、歴史を物語る巨大な杉の木々が天を貫きます。高千穂町では11月後半から2月前半にかけて各集落ごとに氏神様に夜神楽が奉納されます。昨年12月7日、歳（とし）神社を氏神様とする岩戸五ヶ村地区で5年ぶりの夜神楽が奉納されると聞き、偶然高千穂に居合わせた私は前日にお電話して神楽宿（宿泊する宿ではなくて夜神楽を奉納する場所のこと）へ駆けつけました。コロナで中止になって以来、夜神楽を舞い設えの準備をする奉仕者〝ほしゃどん〟の担い手不足で再開できるかどうか心配もありましたが、若手のほしゃどんたちは「やりましょう」と声を上げたそうです。33番の神楽を舞いながら〝ほしゃどん〟は自分の幼い息子に、そしてクライマックスに近づく演目ではベテランの〝ほしゃどん〟が一緒に舞う若手たちに教え伝える姿が見られ、本番も緊張感ある大切な伝統の継承の場となっていました。〝ほしゃどん〟たちも一晩中舞い唄い続け声も枯れていましたが、5年ぶりの夜神楽に感無量!!実に清々しい笑顔でした。駆け込みの私が、5年ぶりの貴重な一夜の夜神楽を拝見できて感謝感激でした。

各集落ごとに神楽の演目の順番も舞も違うとのこと。今は観光客に向けて毎日高千穂神社で1時間の夜神楽を見ることができるようになっています。

高千穂峡へ向かう丘は棚田となって整然と段々に続き、一角では牛がのどかに草を食んでいます。暮らしの循環が見えてきます。

谷にかかる橋の中に鉄橋が見えました。一際高い場所にあって、そこには普通の鉄道とは違う不思議なデザインの列車が走っています。

2008年に廃線になった高千穂鉄道が通っていた高千穂鉄橋、運行当時は日本一高い鉄橋だったそうです。JR高千穂線廃線後、高千穂鉄道として運行を続けましたが2005年の台風14号で3つの橋が倒壊し、2008年に鉄道事業を断念しました。しかし、地元やファンの方等の高千穂鉄道〝愛〟に溢れる人たちがなんとしても線路も鉄橋も鉄橋から眺める風景も谷から見上げる鉄橋の風景も後世に生きたまま残したいと高千穂あまてらす鉄道を作り、鉄道事業ではなく公園内にある「遊具」としての列車グランドスーパーカートを走らせています。鉄橋からの眺めは公園と呼ぶには勿体無い！他では見ることのできない超一流の絶景です。

高千穂町は椎原地域とともに、2015年に世界農業遺産へ認定されました。自然や農業も含めた営みの風景、神楽等の伝統の継承それを大切に思う地元の皆さんとエールを送る大勢のファンの皆さんの力の結晶を短い滞在で感じることができました。

政　策

生活困窮者自立支援法の改正について

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室

1　はじめに

今般、第213回通常国会において、単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援等を通じて、生活困窮者等の自立のさらなる促進を図るため、居住支援の強化のための措置や支援関係機関の連携等の措置を講ずるための「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、令和６年４月24日に公布され、一部を除き令和７年４月１日に施行される。

本稿では改正法の趣旨及び内容等について紹介させていただく。

2　制度見直しの背景

昨今、人口構造や世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化する中で、今後、さらなる増加が見込まれる単身高齢者世帯の生活について、社会全体でどのようにして支えていくかが大きな課題となっている。特に、住まい確保の観点では、持ち家比率の低下により、今後、賃貸住宅に入居する世帯が増えることが見込まれる一方で、大家の立場からは、孤独死等の不安から、高齢者、障害者、低額所得者等といった住宅の確保に配慮を要する者の入居に対する拒否感が一定程度見られる。これまで、生活困窮者に対する居住支援は、ホームレスの多い都市部を中心に取組が進められてきたが、このような住宅の確保に配慮を要する者が安定して居住を確保するための支援ニーズは、自治体規模にかかわらず、今後ますます高まることが想定されており、全国的な居住支援の取組の強化が求められている。

これに加え、コロナ禍においては、生活困窮者からの相談が全国の自立相談支援機関に殺到したことに加え、相談者層の多様化、相談内容の複雑化が見られた。もともと自立相談支援機関には、住まいに関する相談も数多く寄せられていたが、コロナ禍では幅広い世代からの相談が急増し、また、住居確保給付金の支給決定件数も急増した。生活困窮者は、社会経済や心身の状況が一変することで直ちに住まいを失う危険に晒されることが改めて明らかとなった。

3　主な改正内容について

改正法のうち、主な改正の内容は次のとおりである。

①居住支援の強化のための措置

(1)自立相談支援事業における住まいに関する相談支援の明確化

今後ますます居住支援の重要性が高まることを見据え、「住まい不安定」、特に単身高齢者等で賃貸住宅の契約が難しいといった課題を抱えた生活困窮者が住まいに関する相談支援を受けやすくなるよう、自立相談支援事業の法律上の定義に「居住の支援」を明記し、自立相談支援事業で住まいや入居後の生活支援の相談に対応することを明確化した。

福祉事務所を設置していない町村部の生活困窮者に対する支援は、都道府県が実施主体として行う仕組みとなっている。だが、前述のとおり、自治体規模にかかわらず、支援ニーズは今後ますます高まることが想定されている。情勢を踏まえ、福祉事務所未設置町村においても、生活困窮者を始めとする住まいの確保等に困難を抱える方から相談があった場合には、都道府県と連携し、一次窓口として相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や、自立相談支援機関につなぐ等、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図っていただきたい。

(2)一時生活支援事業の強化

一時生活支援事業は、

・一定の住居を持たず、かつ資産・収入が一定額以下である生活困窮者に対して、原則３か月間、宿泊場所の供与や食事の提供等を行う「シェルター事業」と、

政　策

・シェルターの退所者や、一人暮らしに困難を抱える者、地域社会から孤立している者に対し、訪問による必要な情報提供等、現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する「地域居住支援事業」の２つの事業がある。

住居の安定的な確保が困難な生活困窮者が増加することが想定される現状においては、特に、地域居住支援事業による、生活困窮者に対する入居支援や入居中の訪問等による見守り支援をより一層推進する必要があることから、一時生活支援事業の名称を「居住支援事業」に改称するとともに、シェルター事業と地域居住支援事業のうち、地域の実情に応じて必要と認められる事業の実施が努力義務化された。

⑶住居確保給付金における支給対象の拡大

現行の住居確保給付金では、住居が自立に向けた就職活動等の基盤であることを踏まえ、離職や事業の廃止等の事情により経済的に困窮した状態に陥り、住居を失うおそれがある者であって、就職を容易にするために住居を確保する必要があると認められるものに対して、家賃相当額を支給している。

他方で、例えば、配偶者と死別し世帯の年金収入が減った者等、収入が著しく減少し、家計改善が必要な者には、低廉な家賃の住宅への転居により、家賃負担が軽減され、経済的自立と安定した住まいの確保が実現する場合もあることから、一定の要件を満たす場合には、転居費用を支給することとした。なお、この新たに追加した転居費用の支給に当たっては、その趣旨を踏まえ、求職活動要件は求めない予定である。

⑷居住支援法人との連携の努力義務の明確化

居住支援法人は、居住支援の担い手として都道府県が指定する法人（社会福祉法人や不動産事業者等）である。そこで、賃貸住宅への円滑な入居の支援や入居中の見守り等が必要な生活困窮者への支援の選択肢を増やすため、居住支援法人との連携の努力義務が明確化された。

なお、居住支援法人は、自立相談支援事業における住まいの相談に対応する体制の整備や、地域居住支援事業の実施に当たって、委託先の選択肢となることも考えられる。

②支援関係機関の連携強化等の措置

⑴早期発見・継続的な見守りの強化

(ｱ)支援会議設置の努力義務化

深刻な困窮状態にあり支援を必要とする者を早期に把握し、必要な相

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第21号）の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

１．居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、 生活保護法、 社会福祉法】

①　住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）

②　見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。

③　家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。

④　無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

２．子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

①　生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。

②　生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

３．支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

①　就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。

②　生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。

③　多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。

※　生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など

④　医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

等

施行期日

令和７年４月１日（ただし、２②は公布日（※）、２①は令和６年10月１日）※２②は令和６年１月１日から遡及適用する。

政　策

談支援につなげるためには、生活困窮者に接する可能性のある関係機関等が情報共有することが有効である。そのための場として、福祉事務所設置自治体は地域の関係機関や本制度の各事業の受託者等から成る支援会議の設置を可能としている。

支援につながっている生活困窮者については、支援調整会議において支援に直接関与する機関が集まって具体的な支援プランの決定や評価等を行うこととなる。この場合であっても、必要に応じて支援会議において幅広い関係機関が今後の支援の方針を議論することで、支援の幅が広がる等、より良い支援を行えるようになることも期待できる。さらに、個別事案の議論を通じて不足している社会資源等が明らかとなり、地域づくりにもつながるのである。

そのため、支援会議を設置する自治体をより増やすべく、その設置が努力義務化された。

都道府県が福祉事務所設置自治体として支援会議を設置するに当たって、その管轄地域の実情に応じて、町村の職員を構成員とすることが考えられるので、ご承知おきいただくとともに、適宜、ご協力をお願いする。

(イ)支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化

前述の支援会議の開催を含め、本人からの相談を待つだけではなく、積極的に生活困窮者の情報の把握を行うことにより、早期に必要な支援につなぎ、生活困窮者の抱える課題の複雑化・深刻化を防ぐことができる。また、地域でさまざまな視点から生活困窮者を見守ることにより、本人の自立促進や支援員の負担軽減にもつながる。

そこで、関係機関・民間団体と緊密な連携を図りつつ、地域の実情に応じて創意工夫しながら生活困窮者の状況把握に努めることとされた。状況把握の方法としては、支援会議の開催のほかに、地域の「居場所」との連携や、家庭等への訪問を通じて、積極的な働きかけ（アウトリーチ）を行うことが考えられる。

(2)多様な相談者層への対応強化

(ア)就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上

就労や家計に関する課題は、多くの生活困窮者に共通する課題であり、全国どこでも必要な支援を受けることができることが望ましい。就労準備支援事業の利用は、社会生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップが期待できる。また、家計改善支援

生活困窮者自立支援制度の体系と法改正事項

R6年度予算：531億円
＋ R5年度補正予算：30億円

⚠令和６年法改正事項（令和７年４月施行）

来所 ⇔ 訪問

包括的な相談支援

本人の状況に応じた支援

★ **自立相談支援事業**
- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

⚠居住支援の明確化

□ **支援会議** ⚠努力義務化
- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

再就職のために住まいの確保が必要
- ★ **住居確保給付金の支給**
  - 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付
  - ⚠給付金拡充（転居費用を補助）

緊急に衣食住の確保が必要
- □ **一時生活支援事業**
  - 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
  - シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援
  - ⚠「居住支援事業」として努力義務化

住まいに課題があり地域社会からも孤立
- ◆ **就労準備支援事業**
  - 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練
  - ⚠自立・就労・家計の一体的実施
- □ **認定就労訓練事業**
  - 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

就労に向けた手厚い支援が必要

家計の見直しが必要
- ◆ **家計改善支援事業**
  - 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援
  - ⚠国庫補助率の引上げ（1/2→2/3）
  - ⚠自立・就労・家計の一体的実施

子どもに対する支援が必要
- □ **子どもの学習・生活支援事業**
  - 子どもに対する学習支援
  - 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

※★：必須、◆：努力義務、□：任意

政　策

事業の利用は、自力で家計管理できるようになって世帯としての家計基盤が整い、将来の収支変動にも対応可能になることが期待できる。そこで、全国的に各事業を実施しつつ、自立相談支援事業も含めた事業間で相互補完的・連続的な支援を行うことにより、生活困窮者がどこに住んでいても確実に生活困窮状態からの脱却につなげるための改正が行われた。

具体的には、家計改善支援事業の国庫補助率が原則二分の一から一律三分の二に引き上げられるとともに、自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業の一体的な実施体制の確保による効果的・効率的な事業実施が義務化された。

(イ)就労準備支援事業等の生活保護制度との一体的実施

生活に困窮している者の中には、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一方から他方へ移行する者もいる。そうした者への支援の一貫性・継続性を確保するため、生活困窮者就労準備支援・家計改善支援・地域居住支援事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みが創設された。

4　終わりに

生活困窮者に対する効果的な支援のためには、本制度による対応のみならず、他制度、他施策と有機的に連携しながら支援を行うことが不可欠である。また、生活困窮者の早期発見や見守りのためには、地域のネットワーク強化が大切であり、公的な支援や制度とともに、民間の支援や地域住民の協力も欠かせない。

先の通常国会では、いわゆる住宅セーフティーネット法も改正され、居住サポート住宅の認定制度の創設や居住支援協議会の設置・運営を通じた住宅と福祉が連携した居住支援体制の整備等を推進することとしている。

厚生労働省では、改正法の着実な施行に向けて、国土交通省と連携しながら、準備を進め、生活困窮者の自立支援の強化に取り組んでいくこととしている。各自治体におかれても、引き続き、生活困窮者の自立支援に向けてご理解、ご協力をお願いする。

お問い合わせ先
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室
電話番号：03-6812-7848
メール：jiritsu-mode@mhlw.go.jp

（公財）後藤・安田記念東京都市研究所（旧・東京市政調査会）

『都市問題』創刊100周年記念シンポジウム「「自治」と「分権」の100年」

公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所は、月刊誌『都市問題』創刊100周年にあたり「「自治」と「分権」の100年」をテーマとし、下記のとおりシンポジウムを開催いたします。皆さまのご参加をお待ちしております。

開催趣旨

1922年に創設された東京市政調査会（現：後藤・安田記念東京都市研究所）が月刊誌『都市問題』の刊行を開始したのは1925年のことである。途中、1945年からの約5年間の休刊時期はあったものの、2025年は創刊から100年の節目の年となる。

この100年の間、敗戦による憲法構造の転換を伴いながらも、市町村・（都）道府県という統治体が一貫して存在し、それらの「自治」、そして、それらと国＝中央政府との間の関係における「分権」（と「集権」）のあり方が論じられてきた。そしてもちろん、都市における自治の問題に一貫して関心を向けてきた雑誌『都市問題』は、そのような議論が展開される一つの場であり続けてきたのである。

そこで本シンポジウムでは、雑誌『都市問題』の創刊100年を機に、あらためて日本の「自治」と「分権」のすがたを歴史的に振り返ることとしたい。

日程・会場

2025年2月8日（土）
13：00～16：00（開場12：30）
日本プレスセンター　10階ホール
（〒100-0011　東京都千代田区内幸町2-2-1）

出演者

基調講演
市川 喜崇（同志社大学法学部教授）
土山 希美枝（法政大学法学部教授）
川手 摂（後藤・安田記念東京都市研究所主任研究員）

パネルディスカッション
＜司会＞伊藤 正次（東京都立大学法学部教授）
市川 喜崇／土山 希美枝／川手 摂

○**参加費**：無料
○**参加申込み**：後藤・安田記念東京都市研究所ホームページ（https://www.tim.or.jp）より
○**申込み期限**：2025年2月6日（木）※満席となりしだい受付を終了します。
○**問合せ先**：
後藤・安田記念東京都市研究所
TEL：03-3591-1201
FAX：03-3591-1209

特 集　デジタル技術を使った地域活性化

▲桜並木を走行するカナちゃんバス

大阪府

河南町（かなんちょう）

バス運賃の〝交通系ICカード決済〟で町内の移動を便利で身近に

ポイント

―簡易型IC決済端末のメリット―

・「持ち運び可能」
定期的な車検や急な事故等の際に、代車に持ち運びすることが可能。導入台数は必要最低限に抑えられる。

・「導入経費削減」
据置型と異なり工事不要で設置が可能。導入経費のほか、メンテナンスに要する費用も削減できる。

・「運転手の負担軽減」
ワンタッチで決済可能。お釣りの受け渡しや両替が不要となる。

町の概要

河南町は大阪府の南東部に位置し、大阪市の中心部から約25㎞圏内にあります。

金剛・葛城山脈に連なる山地部とその前面に広がる丘陵地、大和川支流の石川水系によって形成された段丘地等で構成されており、町域の3分の1の山地部が金剛生駒紀泉国定公園に指定されているなど、みどり豊かな景観に恵まれています。

大都市近郊に位置しながら、今なお多くの緑に囲まれた豊かな自然と歴史を感じることができる環境は、本町の住民のみならず、本町を訪れる人々にとっても貴重な財産となっています。

フォーラム

町の歴史

河南町の歴史は古く、約1万年前の縄文時代早期の土器の出土に始まり、弥生時代には高所に集落が営まれるようになりました。そして古墳時代には、世界遺産である百舌鳥・古市古墳群に近接し、大和王権の影響を受けながら、史跡一須賀古墳群や寛弘寺古墳群等の３００基以上の古墳が築かれる地となっていきます。

大和の飛鳥が「遠つ飛鳥」と呼ばれたのに対し、難波（なにわ）の宮と大和の飛鳥をむすぶ最古の官道である竹内街道に近い河南町を含む一帯は、「近つ飛鳥」と呼ばれ、国際色あふれる繁栄を誇っていた地であったことを感じることができます。

さらに古代には、役行者（えんのぎょうじゃ）の開基と伝わる高貴寺、西行法師ゆかりの弘川寺等の山深い地に法燈が灯り、江戸時代には、広く大阪や京都で活躍した高僧、慈雲尊者（じうんそんじゃ）が高貴寺に入山し、国際的にも評価されるサンスクリット研究や個性的な筆跡を残しています。河南の峻厳静謐な金剛・葛城の山々が神聖視され修行の場であったことは、日本遺産「葛城修験」の経塚や天孫降臨の「天磐船（あまのいわふね）」、役行者が一言主に奈良に通じる橋を架けさせようとした「久米の岩橋」といった伝説の残る奇岩群にも見て取ることができます。

その一方、南北朝時代には楠木正成の根城に近く、多くの山城が築かれるなど戦乱の地と化し、寺社や町もその戦火にさらされました。その戦乱がおさまった後に、大ヶ塚寺内町が興り、石川の水運を背景に市場町が形成され、再び発展をはじめました。

江戸時代には、一万石の代官所としての陣屋が築かれ、次第に農業を基盤とする都市近郊型の農村として発達しました。明治22年に市制・町村制により4村が誕生し、さらに昭和31年に4村が合併し、現在もみどり豊かな河南町として続いています。

現存する日本で唯一の双円墳

河南町には〝オンリーワン〟があります。その名は、「金山古墳」。２つの円墳をつなぎ合わせた瓢形双円墳で、日本国内で双円墳と確認されたのは、「金山古墳」の1基のみであり、貴重な古墳となっています。

前方後円墳が衰退する古墳時代後期の築造とされており、墳丘長85・8ｍ、周壕を含む総長が１０２ｍと、日本最大規模の大きさを誇ります。

北丘の石室内には横穴式の石室があり、2つの家型石棺が安置されていて、副葬品が出土しました。南丘にも石室があることが確認されましたが、未調査のため石室内の様子などはわかっておらず、未知の魅力が詰まっています。

平成3年には国の史跡に指定され、公園として保存・整備されており、憩いの場や歴史学習の場として親しまれています。

学官連携で、日本遺産の活用

河南町にある「平石峠（ひらいしとうげ）経塚」と「高貴寺香華畑（こうきじこうげばた）経塚」が構成文化財に含まれる『「葛城修験」―里人とともに守り伝える修験道はじまりの地』が、令和2年に日本遺産の認定を受けました。

こうした歴史資源を活用したまちづくりを地域住民とともに展開していくことを目的に、近隣市にある阪南大学国際観光学科の学生たちと協力してＰＲを行っています。

町内の歴史・観光資源を巡るフィールドワークを実施し、学生目線で各観光資源の紹介文を作成してもらい、単に行政が文化財を紹介するのではなく、若者目線でも読んでいて楽しい広

▲珍しい形の金山古墳

▲日本遺産構成文化財「平石峠 妙音菩薩品（第二十四経塚）」

▲日本遺産構成文化財「高貴寺香華畑 観世音菩薩普門品（第二十五経塚）」

フォーラム

報を協働で行っています。

桜のまちで、活性化

古い文化と歴史的環境に恵まれた河南町の象徴（町の木）として、河南町にはたくさんの「さくら」が植えられています。

さくらの持つ〝優しさ〟や〝美しさ〟に触れ合う場と、みんなで育てる意味の大切さを学びながら良好な景観を創出するため、町では「かなん桜プロジェクト」という組織を立ち上げています。このプロジェクトでは、さくらを町内外に発信する各種事業の実現に向けた推進方策の検討を行っています。

桜ガイドマップを作成し、おすすめの桜めぐりコースの紹介や、特製巻き寿司「桜まき」等の桜を楽しめる季節限定商品を地元店舗と協力しながらPRしています。また、桜の維持管理についてもこのプロジェクトの重要課題と位置づけ、外来害虫であるクビアカツヤカミキリの対策や木の世話をするさくら守の育成等の研究を進めています。

▲かなん桜プロジェクトによる桜の植樹

町内の移動手段

豊かな自然のなかに、歴史資源や観光資源が点在する河南町ですが、町内には鉄道駅がありません。そのため、町が運行するコミュニティバス（愛称：カナちゃんバス）が日常の移動手段として重要な役割を果たしています。

このカナちゃんバスは、大規模住宅団地や集落地等と町内の商業施設や公共施設等を結んでいます。

本町は人口戦略会議が公表したレポートでは「消滅可能性自治体」となっており、高齢化や人口減少等、さまざまな課題を抱えています。そのなかでも地域公共交通の確保は、住民生活を維持するために重要な課題となっています。

そうしたなか、働き方改革の観点から運転手の労務負担の軽減と、利用者の利便性向上を図ろうと導入したのが、カナちゃんバスのキャッシュレス化です。

バス車内での交通系ＩＣカード決済を可能に

運賃は一律で大人１００円、小人50円（障がい者割引や乗継割引制度あり）となっています。従来は、降車時に現金または乗車券（事前に役場窓口で購入）を運賃箱に投入する形でのみ収納していました。

しかし、利用者から「他の公共交通機関と同様に、キャッシュレスでバスに乗りたい」という声があったこと、また、「運転手の労務負担軽減を図りたい」を実現するため、交通系ＩＣカード決済の導入を視野に入れるようになりました。そんな折、地域のバス事業者を交えてキャッシュレス決済について検討する機会があり、交通系ＩＣカードに対応している〝簡易型ＩＣ決済端末〟があることを知りました。

簡易型ＩＣ決済端末は、片手で持ち運べるサイズで、通常の交通系ＩＣカード決済端末よりも低コストで導入ができ、新車購入を控えていた本町にとっては、車両ごとに簡単に持ち運べ

▲自然のなかに集落や住宅地が点在する河南町

▲リニューアルしたカナちゃんバスの試乗会

▲リニューアルしたカナちゃんバスのお披露目式

フォーラム

る点が決め手となりました。

　他の公共交通機関を利用する人が多いため、交通系ＩＣカードであれば、他の公共交通機関でも相互的に使えることも導入の後押しになり、新しく購入したバス２台と従来から代車として使用していたマイクロバス１台の計３台に簡易型ＩＣ決済端末を導入しました。

▲試験運転にて、IC決済を試す森田町長

低コストで負担軽減

　使い方の運転手研修や試験運転等を経て、利用者には、町ホームページや車内掲示、ＬＩＮＥ配信で事前周知を行い、令和５年５月から本格運用をスタートしました。

　簡易型ＩＣ決済端末は、交通系ＩＣカードを１回タッチするだけで運賃が自動精算される仕組みです。据え付けの工事が不要なため、低コストでの導入が実現できました。

　カナちゃんバスは、多い時には１００人／日程度の乗客が利用されます。運賃が一律であるため、運賃計算自体は複雑ではありませんが、運転手自ら運賃を収納していたので、簡易型ＩＣ決済端末の導入が運転手の負担軽減にもつながりました。

　運転手は、運転に集中できる環境がベストだと考えています。

　さらに、カナちゃんバスは、利用者にわかりやすいよう停留所ごとに毎時の発車時刻を統一しています。天候や道路状況による誤差が生じやすいバスは、時間管理が容易ではありませんが、ＩＣカード決済の導入により降車時間が短縮され、正確な運行にもつながっています。

　高齢者が多いので、まだ現金払いの方が上回っている状況ですが、利用者の反応は好意的です。現金払いが減ることで、運転手の負担軽減や、乗客の利便性向上に一定の効果があったと評価しています。

デジタル技術を活用

　簡易型ＩＣ決済端末では、どの時間帯に何人がキャッシュレス決済したか等のデータを取得することが可能です。今後も本町では、乗客数を維持するためのニーズ把握に努め、デジタル技術を活用して〝愛される公共交通〟をめざしていきたいと思っています。

　高齢化による免許返納等で運転できない人を支えるなど、コミュニティバ

▲甘くて美味しい完熟イチジクは人気の特産品

▲町の農産物などを販売する「道の駅かなん」

▲作付け面積全国一位の「なにわの伝統野菜」

▲道の駅かなんとカナちゃんバス

フォーラム

スは生活を維持するうえで必要不可欠な存在です。民間バス路線の廃止や運転手不足など、業界全体の問題があるなかで、交通事業者だけでなく地域全体で支え、協力し合って継続していかなければならないと考えています。

桜のカナちゃんバス

新しく購入したバスのデザインについて、町内にある大阪芸術大学デザイン学科の学生に提案をいただきました。提案のあった４つのデザインのなかから住民の皆さんの投票により決定しました。

へデザインのコンセプト～桜咲くカナバス～〉

河南町の豊かな自然を表現した、川・風・桜吹雪がモチーフ。和服姿のカナちゃんを生かし、円満や繁栄、邪気を払う意味を持つ日本の伝統的な和柄を桜に取り入れました。走ることに意味のあるバスに。

▲カナちゃんバスデザイン～桜咲くカナバス～

いつまでも河南町を

地域公共交通を通じて「ニーズに応じた、誰もが移動しやすい、住みやすい公共交通サービスの確立により、町民の活動を支援する、持続可能なまち」の実現に向けて、今後も一歩先を行くまちづくりを進めていきたいと思います。

百聞は一見に如かず。ぜひ一度、といわず何度でも、河南町にお越しください。さくら色が可愛いカナちゃんバスでお出迎えいたします。また、春はイチゴ、夏・秋はイチジク、冬はミカン。河南町で育てられた美味しいものたちと心からお待ちしております。

大阪府河南町　秘書企画課

▲桜と町の眺望

交通遺児等育成基金は
子どもたちの
未来を守ります

1980年8月の設立から
交通遺児等の皆さんとともに。

〈お問い合わせ・お申し込み〉
公益財団法人 交通遺児等育成基金
〒102-0083　東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階
0120-16-3611（通話無料）
https://www.kotsuiji.or.jp

協力団体／独立行政法人 自動車事故対策機構（本部TEL03-5608-7560）

交通遺児
育成基金事業
損害保険会社等から支払われる損害賠償金等から基金に拠出金を払い込むと、これに国庫補助金と民間援助金を加えて安全・確実に運用し、お子様の養育資金として3ヵ月ごとにまとめて満19歳に達するまで、育成給付金を送金します。

交通遺児等
支援給付事業
義務教育終了前の交通遺児または交通重度後遺障害を負われた方のお子様がいる家庭で、生計が困窮している家庭を対象にした給付事業です（返済は必要ありません）。

●加入年齢
満16歳未満の交通遺児が加入できます。
●拠出金額
加入年齢により異なります。
●給付金額
育成給付金は加入者の年齢とともに増えていきます。

●越年資金
12月に3万円を支給します。
●入学支度金・進学等支援金
小学校、中学校入学時に6万円を支給します。
●進学等支援金
高校進学時または就職時に6万円を支給します。

情　報

町村かわら版

身延観光、住民が「案内」 町内53カ所で音声サービス （山梨県身延町）

身延山観光協会などは身延町内で、地域住民が観光案内する音声ガイドサービス「おともたび」を導入した。身延山久遠寺周辺を中心に町内各地の名所でサービスを提供していて、観光客に周遊を促す。

サービスは音声コンテンツ事業などを手がける「Ｏｔｏｎｏ」（静岡市）が提供。現在は静岡県の日本平や長野県南木曽町など15の観光地で展開している。

協会や町は町内観光の新たな楽しみ方を提案しようと県内で初めて導入した。久遠寺周辺のほか、ＪＲ身延線身延駅前の商店街「しょうにん通り」や下部温泉郷など53カ所をスポットに選定し、各所の魅力を伝えている。

専用サイトを開いてスマートフォンの位置情報を連動し、地図上に観光スポットや店舗を表示する。スポットを訪れて画面のアイコンをタップすると、地域住民が見どころや名物を紹介する音声を無料で聞くことができる。

協会や町の関係者らが昨年11月に門内商店街で実証事業を行い、運用を始めた。協会の佐野慈一会長は「地元の住民の案内で新しい発見を得ることもできる。サービスを活用して町内観光をより一層楽しんでほしい」と話している。

（山梨日日新聞・2025年1月15日）

南知多の海ご機嫌いかが？ 町観光協会がライブ配信カメラでPR （愛知県南知多町）

愛知県南知多町の内海や山海の海水浴場に5台のライブ配信カメラが設置された。町観光協会のホームページなどから24時間、潮の満ち引きや太陽の動きを見て癒やしが得られる。観光協会は、国内外に町の魅力が伝わるきっかけとなることを期待している。（石井豪）

観光庁の進めるインバウンド（訪日客）対応に合わせて、観光現場で情報通信技術（ＩＣＴ）の活用を促進する実証事業の一環。町の美しい海岸の映像を発信し、認知度の向上や誘客を狙う。ライブカメラ事業を手がける東京都のベンチャー企業と観光協会などが協力し、費用は国が負担している。

カメラは、内海の千鳥ケ浜海水浴場と小桝（こます）緑地の2台ずつと山海海水浴場の1台。15分ごとに静止画が撮影され、朝から夜まで海の移り変わりが動画のように楽しめる。

大海原を見渡せたり、運が良ければ砂浜絵師によるサンドアートがあったりと海のさまざまな表情が見られる。小桝緑地から西側に向けたカメラには、大きな夕日が沈んでいく様子も映り込む。

観光協会ホームページなどから見られるほか、英語で説明を書いた専用の交流サイト（ＳＮＳ）のアカウントも作り、国内外に発信していく。観光協会の担当者は「波の変化がおもしろい。内海の細かい砂のきれいさが映像からも伝われば」と話している。

実証事業は2月まで。その後のカメラの運用は未定だが、観光協会はいずれ、こうした映像を地域住民や民間事業者らも活用して、海岸の清掃管理や駐車場誘導業務の低減などに役立てたいとしている。

（中日新聞・2025年1月14日）

国が「聞いたことない」無料化策 福岡・筑前町が進める「スマート農業」 （福岡県筑前町）

福岡県筑前町は2025年度から、農業用のトラクターやドローンを誤差数センチで精密に自動運転させ、農作業を効率化、省人化する「スマート農業」に取り組む。役場にアンテナ（基準局）を設置し、町内農家は無料で正確な位置情報を取得できる。農業機械をベテラン並みの正確さで動かすことが可能となり、高齢化や人手不足の解消だけでなく、デジタルやネットが身近な若い世代に農業を「稼げる格好いい」職業として認知してもらう狙いもある。

全国農業協同組合中央会（ＪＡ全中）は、農業を主な仕事にする「基幹的農業従事者」について、20年の136万人が50年には36万人となる推計を出しており、農業の省人化は喫緊の課題。国は昨年10月、スマート農業技術活用促進法を施行し、事業者支援を進める。農林水産省の担当者は「基準局を設置するなど自治体が主体的に取り組むケースはいくつか聞くが、情報料無料は聞いたことがない」としている。

町が導入するのは、ＲＴＫと呼ばれるシステム。町役場に設置するアンテナと衛星利用測位システム（ＧＰＳ）の電波信号に基づき専用サーバーで情報を補正し、ＧＰＳ単独の測位よりも精度の高い位置情報を得られる。町全域が収まる直径20キロのエリア内であれば、受信機を備えた専用のトラクターが誤差数センチで田植えや畝作り、施肥などができる。事業費は約300万円を見込む。

町内で米、麦、キャベツを育てる焼山文彦さん（47）は6年前から、自宅に基準局を設置。自動操舵（そうだ）可能な大型機械6台を使う。「位置情報の取得に年間10万円近くかかることもある。無料化は自動化に投資するか迷っている農家の心理的ハードルを下げることにつながる」と期待する。

米や麦などを栽培する井上秀範さん（34）は5年前、移動式小型基準局を購入し、ドローンによる農薬散布に利用する。ドローンが飛ぶ姿を見てきた町内の高校3年生が就農に意欲をみせているという。「自動化によって人手という制約が軽減されれば、所得を伸ばすことは才覚次第。農業に夢を見いだす若者が増えてほしい」

スマート農業に詳しい北海道大の野口伸教授（農業情報工学）は「無料化は自動化促進の施策として興味深い。筑前町などで蓄積したノウハウを、国が主導し各地に横展開していくことが食料自給率維持の観点からも重要だ」と話した。

（西日本新聞・2025年1月7日）

47行政ジャーナル
本コーナーの記事は施策立案にも役立つ「47行政ジャーナル」の許諾を受けて掲載しています
https://47gyosei.jp/

随　想

伝えつなげていくまちづくり

静岡県川根本町長　薗田靖邦（そのだやすくに）

川根本町は、静岡県の中央を流れる大井川上流部に位置し、総面積は約５万haに及びます。町域の約94％を森林が占め、最北部にそびえる南アルプスの光岳（てかりだけ）周辺は、本州で唯一の「原生自然環境保全地域」に指定されています。また、大井川に沿って集落が点在し、銘茶「川根茶」の茶園が広がる景観は、まさに日本の原風景ともいえます。こうした豊かな自然と共生し、先人たちから受け継がれてきた暮らしが評価され、当町の全域が「南アルプスユネスコエコパーク」のエリアとなっています。さらに、持続可能なまちづくりをめざして、ＮＰＯ法人「日本で最も美しい村」連合に加盟し、全国の町村地域と切磋琢磨しています。

当町は人口約5、８００人と小規模ではありますが、地域住民の皆さまの温かい心によって醸成された豊かな文化と地域資源を未来へと継承していくために、日々努力を続けています。

そのひとつが「川根茶」です。歴史ある茶産地として名高い当町では、高級茶として知られる川根茶を生産しています。川根茶は、上質な香りと風味で国内外において高く評価されており、当町の代名詞ともいえる特産品です。豊かな自然によって育まれ先人たちの努力により培われた茶産業は、私たちの誇りであり、町の重要な基盤となっています。近年では、有機栽培による碾茶（てんちゃ）加工工場と抹茶加工施設の大型工場も設立されました。この施設では、地域で生産された高品質な茶葉を加工し、世界市場に向けて販売する取組を進めています。地元の農家や事業者との連携を深めることで、地域経済の活性化を図りつつ、川根茶のブランド力をさらに高めています。

次に、「大井川鐵道」があります。令和７年３月に１００周年を迎える大井川鐵道は、この地域のシンボル的な存在であり、ＳＬやレトロな電車が走る鉄道として、沿線住民だけでなく全国の鉄道ファンからも長年愛されてきました。しかしながら、令和４年台風第15号災害により、ＳＬの走る本線においては町内全区間で運休が続いています。町では、町内を走るＳＬの勇姿を再び見ることができるよう、静岡県や周辺自治体等とともに、全線復旧に向けた取組を推進してまいります。また、その取組と併せて、お隣の島田市と連携し、「大井川流域ニューツーリズム推進事業」として大井川の豊かな自然と歴史を活かし、新しい観光の形を提案することで、多くの方々に大井川流域や川根本町の魅力を知っていただく機会を創出しています。さらに、近隣にある富士山静岡空港を活用した広域観光の推進やインバウンド誘致にも力を入れています。国内外からの観光客を迎えることで、町の賑わいを取り戻し、地域経済の底上げを図るとともに、当町ならではの魅力を発信してまいります。

私は、未来を見据えたまちづくりの基本は「人づくり」にあると考えています。人を大切にし、町民一人ひとりの力を引き出すことで、町全体の魅力も高まっていくと信じています。こうした考えから、町では、まちづくりの一環としてプロスポーツチームとの連携を進めています。近隣地域に拠点を置くサッカー、ラグビー、バスケットボール、そして卓球のプロスポーツ団体と協定を結び、町民の健康づくりや選手との交流等により町を活性化していきたいと考えています。こうした中、令和５年11月には、地域住民が主体となり、「新しいことに挑戦できるまち」をめざし、「サッカーの親善試合に参加した最多人数」のギネス世界記録®へのチャレンジを企画しました。町内外から2、３９１人が参加し、見事に２０１６年に南米チリで樹立された2、３５７人の記録を上回る結果となり、当町の町民の約８人に１人がこの記録を保持していることとなりました。

今後も、地域住民の皆さまと協働しながら、地域全体の活気を高める取組を続けてまいります。豊かな自然や文化、ここにしかない地域資源を最大限に活用し、当町ならではの独自性を発信することで、町の持つ凄みを広く伝え、次世代へとつなげていくことが私たちの使命です。

私自身は、いつも「問うこと」を考えています。そして町の凄みを導き出したい。幸せ、自然、町のすばらしさを伝えつなげていくまちづくりに取り組んでいきます。